

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	法令の番号	昭和 63 年 12 月 23 日 法律第 99 号
不利益処分の種類	遊漁船業団体の業務改善命令	根拠条項	第 22 条
処 分 基 準	遊漁船業団体の財産の状況、その業務の運営に関し改善が必要であると認めるとき。		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課
			目次 NO 35